

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1710

6 月 の 税 務

《も く じ》

- 1, 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月17日
- 2, 個人の道府県民税及び市町村民税の納付
(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中
(均等割のみを課する場合にあつては6月中) において市町村の
条例で定める日
- 3, 5月分源泉所得税の納付
納期限…6月11日
- 4, 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税
・地方消費税・法人事業税(法人事業所得
税)・法人住民税)
申告期限…7月2日
- 5, 1月、4月、7月、10月決算法人の3か
月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費
税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- 6, 法人・個人の1月ごとの期間短縮に係る確
定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- 7, 10月決算法人の中間申告(法人税・法人
事業税・法人住民税) …半期分
申告期限…7月2日
- 8, 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、
10月決算法人の3月ごとの中間申告(消
費税・地方消費税)
申告期限…7月2日

◎税務のニュース

政 府/全国の医療機関で利用可能/マイ
ナンバーカードを保険証に …2

◇中小企業経営者のための豆知識

奥さんを非常勤取締役にする その2

④ 退職金を支給できる

◇勤務実態がない奥さんへの退職金は
アウト …4

◇退職金の事実が否認された場合(過大
退職金ではない) …4

▼中小企業経営者のための豆知識

消費税のしくみ

1. 消費税とは …8

2. 消費税の納税義務者と担税者 …9

3. 消費税がかからないもの …10

○中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

9 圧縮記帳

(1) 圧縮記帳とは …12

■中小企業経営者のための経営・法律相談

◎債権回収 …15

▽中小企業経営者のための仕訳の実例

◎車両費の仕訳

1. 車両費とは

(1) 車両費の定義・意味など …17

2. 車両費の決算等における位置づけ等

車両費の財務諸表における区分表示と
表示科目 …18

奥さんを非常勤取締役にする

2

奥さんを役員にすることで得られる経済的メリットは、意外に大きいです。今回は奥さんを役員にするメリットを考えていきます。

家族経営の会社で、奥さんを役員にするよくあるパターンは、所得分散を図るための大きな理由です。

所得税は累進税率なので、高額所得になると、その分多く引かれます。そのため、社長一人で高額な役員報酬を受取るよりも、奥さんと分けて役員報酬をもらった方が、税率が抑えられる上、所得控除も二人分あるので、トータルの税金が安くなるというわけです。

奥さんを役員にするメリットは所得の分散だけではありません。実はそのほかにも、奥さんを役員にすることで、社長の手取り増やす経済的なメリットがあるのです。そのメリットとは、

①高額な役員報酬を支払える理由になる

役員に就任してもらうことで、奥さんに高額な役員報酬を支払える名目ができます。

役員報酬は「業務の委任の対価」として受取れる性質のもので、必ずしも従業員のような給与体系となりません。1日8時間、1か月22日以上出勤しなくとも、業務の対価としてその報酬額に妥当性があるのなら、高額な役員報酬を支払っても、税務署から否認されることはないでしょう。

②贈与税・相続税対策になる

役員報酬を得ることで、自分で資産を形成する手段が備われば、預金の名義は奥さんでも、実際は夫（社長）の財産とみなされてしまうようなことも避けることができます。

③社会保険料に加入できる

奥さんが専業主婦の場合、年金保険料は旦那さんである社長が負担しています。これが役員報酬をもらうことになると、給与から社会保険料として天引きされます。つまり、奥さんの将来の年金が、国民基礎年金に加え、役員報酬の額によって、報酬比例部分として上乘せされます。専業主婦の状態より、老後の年金が手厚くなるのです。

④退職金を支給できる

です。

それでは、前回に引き続き、説明していきます。

④ 退職金を支給できる

法人の特権でもあります。個人事業主は退職金を支給することができません。これに対し法人は、役員に対しても退職金を支払うことができます。

退職金は、数ある税金の中で、最後の聖域といわれるほど、税金面で優遇されています。

また、会社でも退職金を支払えば、損金に算入することができます。ただ、役員退職金は適正な額でなければならず、不相当に高いと税務署に判断されると、「不相当に高い部分」は損金として扱えなくなります。

一般的に役員への退職金の適正額は

最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率
で決まります。

ちなみにですが、これには役員退職金の額を制限するものではないことに注意が必要です。

退職金の額は自由に設定していいのですが、「不相当に高すぎる部分」は、損金には認められないということです。

以上のように、奥さんに退職金を支払うことで、老後の備えができるだけでなく、会社も損金扱いができるので、法人税の負担を軽くできるメリットがあるのです。

◇勤務実態がない奥さんへの退職金はアウト

勤務実態のない奥さんに退職金を支払う場合は注意が必要です。退職金はもちろん、過去の役員報酬まで否認される可能性があります。

取締役などの役員は、登記をしているからといって、役員報酬を支給しても良いというわけではありません。支給するには、役員として経営に参加していることが要件になります。

ですから、それを証明する取引先とのメールのやり取りや、会社の組織図の明確化、証拠書類などをきちんと残しておくことが重要です。

◇退職金の事実が否認された場合（過大退職金ではない）

・法人側

退職金の全額が役員賞与になり、損金不算入で、追徴課税されます。

・個人

個人の所得の区分が退職所得ではなくなるので、税制の優遇はなくなり、税の負担が一気に増えます。

◇奥さんの役員報酬で節税するのに守らないといけないルール

奥さんを役員にすると、節税対策になることは上記で述べた通りです。

しかし、役員報酬だからといって、すべて「損金になる（経費になる）」というわけではありません。

まず、次の3パターンのどれかに該当しなくてはなりません。

- ①定期同額給与
- ②事前確定給与届出
- ③利益連動給与

利益連動給与とは、「同族会社でない会社が、その事業年度の利益に関する指標を基準にして、業務執行役員に対して支給するもの」のことで、

一般的な中小企業がこの利益連動給与を採用することはできません。なぜなら、世間一般の中小企業は、「同族会社」であることが多いからです。

中小・零細企業が、役員報酬を損金に認めてもらうには、「定期同額給与」と「事前確定給与届出」の2つのいずれかに該当しなくてはならないのです。

- ①定期同額給与

定期同額給与とは、「支給時期が1か月以下の一定の期間」で、「その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの」をいいます。

要するにこれは毎月の給与のことで、毎月一定額の給与なら、損金にできるということです。

- ②事前確定給与届出

事前確定給与届出とは、通常、役員への「賞与」は損金と認められません。しかし、「何月何日にいくら賞与を支給します」と、事前に税務署に届け出た場合には、損金に認められます。

ただし、届出と1円でも違う額や日にちで支給した場合、損金不算入になるという厳しいルールがあります。

以上が、役員に支払った報酬で、損金に認められるパターンです。

ところが、上記2つのパターンに該当するとしても、「不相当に高い」部分は、損金に認められない可能性もあるのです。

不相当に高いかどうか判定する基準には、実質基準と形式基準があります。

◇実質基準で役員報酬が適正かをみる場合

実質基準で見られる場合、次の4つが判定基準になります。

- ①当該役員の職務内容
- ②法人の収益
- ③使用人（一般の従業員）に対する給与の支給額
- ④同業種・同規模法人の役員給与の支給状況

これらに照らし合わせて、その役員の給与が適正か判定されます。

仮に、①～④で見た場合の、奥さんの適正な役員報酬が500万円と判定されれば、実際支払っていた給与が1,000万円なら500万円が損金不算入となります。

◇形式基準で役員報酬をきめる場合

形式基準は、「定款の規定や株主総会などの決議によって定められている報酬を超えて支給してはいけない」ということです。

定款で役員報酬額を定めていない場合は、「株主総会での決議を守る」ということとなります。

中小・零細企業の同族会社の場合、役員と株主は同一です。したがって、実際には株主総会を開かず、形式上開いただけにしているケースが多くあります。

しかし、開催したことにしている株主総会を、税務調査で虚偽を指摘されれば、「損金不参入」となる可能性もあるのです。

口裏あわせればいいというようないい加減なものではなく、税務調査で聞かれてもいように、株主総会で報酬限度額を定め、それを議事録に残しておくようにしましょう。

◇形式上の役員だけでは、税務調査で否認される可能性

奥さんを取締役にしていて、実際は出社もせず経営に参画していないケースがあります。登記だけは済ませ、奥さんを形式上の取締役にして、節税対策を行っている場合です。

このような実質の勤務実態がない場合、税務調査で役員報酬を否認される可能性が高くなります。

取締役は、従業員のように決まった時間に出社する必要はなくとも、取締役としての業務は行う必要があります。それが勤務実態がないとなれば、過去にさかのぼって、大部分の役員報酬が損金不算入となる可能性が高くなります。

奥さんを役員にする場合は、形式上だけでなく、実質の勤務実態が必要なこと、さらにはそれを証拠付けるデータや種類を残しておく必要があります。

勤務実態などバレないなどと思うのは甘い考えで、従業員や取引先に何気に質問されれば、すぐにわかってしまいます。

過去にさかのぼって否認されれば、5年（または7年）となるので、金額的に大きくなり、会社の資金繰りに大ダメージを与えかねません。

「節税対策のためだけ」の取締役にならないよう気をつけましょう。

参考までに、下記は奥さんへの役員報酬への一部が否認された例です。

請求人は、代表者の奥さんが常勤役員として職務に専念しているから、奥さんに支払った各事業年度の役員報酬は全額損金の額に算入すべき旨主張する。

しかしながら、奥さんは取締役として登記されているものの、

- ① 会社へ出勤していないこと、
- ② 取締役会にも出席せず、請求人の業績も知らないこと、
- ③ 自宅でシール貼りの仕事をしていると主張するが勤務記録の保存はなく、確認もできないことからすると、非常勤役員とみるのが相当である。

そして、奥さんに対する適正役員報酬の額については、法令第69条によれば、請求人は取締役の報酬額について各人ごとの支給限度額を定めていないから、形式基準によって適正報酬の額を算定することができず、実質基準により算定することとなる。

したがって、請求人が代表者の奥さんに支払った各事業年度の役員報酬の額はいずれも適正役員報酬の額を上回っているから、適正報酬の額を上回る金額については、請求人の各事業年度の損金の額に算入することができない。

◇奥さんを役員にするデメリット

役員報酬については、「一月以下の単位の決まった時期に決まった金額」の支払いがされたものしか、法人の損金となりません。

これは、役員報酬額を増減させることで法人の利益を調整することを税務署が封じたいからだといえます。仮に、変更をした場合には、変更の前後のうち低い方の金額を「正しい金額」とし、実際の支給額との差額については、法人では全額が損金不算入となってしまいます。

つまり、奥さんを役員にした場合、業績が変動したとしても、一度決定した役員報酬については、次の役員報酬改定時期まで（通常は、役員報酬を改定してから12か月間）は変更が出来ないということです。

業績が好調のときは良いのですが、業績が下降してくると、この固定化された役員報酬が重しとなってくるのです。

しかし、これが奥さんが従業員であれば、時間調整したりして高額役員報酬の固定化を防ぐことができます。ただし、立場は従業員であったとしても、実質で判断され「みなし役員」として取扱われることがあるので注意が必要です。

ただし、身分上役員ではない従業員であったとしても、特定の要件に該当する場合には、税務上役員として取り扱う「みなし役員」という制度があるので注意が必要です。

これは、同族会社で親族を役員とするとその報酬額が固定化されるを嫌い、あえて従業員にすることで利益調整を封じ込めるものです。

この制度の要件は複雑ですが、ものすごくザックリといえば、同族会社のオーナーの親族で「その会社の経営に従事しているもの」については、身分上は役員ではなくとも税務上は役員とされ、その報酬の定時同額以外の部分については損金不算入とされるということです。

特に、以前は役員であった奥様が役員を退任し、従業員となった場合には、税務調査で「奥様は、実際には経営に従事しているので、みなし役員ではないか」という指摘がされがちです。

それを「はい、そうですね」という税理士はまずいないと思うのですが、そう指摘されることを前提に、価格設定、資金調達、人事などは社長の専権事項で奥様は関与しておらず「経営に従事している事実はない」旨をきちんと説明できるようにしておきましょう。

間違っても、税務署員に、社長が「銀行取引などお金のことはすべて女房に任せてある」だとか、従業員であるはずの奥様が「この会社はあたしで持っているようなものだ」などと言い出さないように注意しましょう。

消費税のしくみ

消費税は、特定の物品やサービスに課税する個別消費税とは異なり、消費に広く公平に負担を求める間接税です。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供と外国貨物の引取りです。ただし、インターネット等を介して、国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・広告の配信等のサービスの提供（電気通信利用役務の提供といいます）については、これまで、国内の事務所等から行われるもののみ消費税が課税されていましたが、平成27年10月1日以後、国外から行われるものについても、消費税が課税されることとされました。この改正に伴い、次のとおり課税方式の見直し等が行われています。

- (イ) 国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」（例：「広告の配信」等）については、当該役務の提供を受けた国内事業者に申告納税義務を課す「リバースチャージ方式」が導入されました。
- (ロ) 国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについては、登録国外事業者から提供を受けたもののみ、国内事業者の消費税の申告において仕入税額控除が認められることになりました。

この消費税は、生産及び流通のそれぞれの段階で、商品や製品などが販売される都度その販売価格に上乘せされてかかりますが、最終的に税を負担するのは消費者となります。

消費税の知識は、特に事業者（個人や会社で商売をしている人）は必須となるものですので、簡単に消費税について理解できるように、その仕組みをわかりやすく解説します。

1. 消費税とは

普段何気なく支払っている又は預かっている消費税ですが、その特徴や存在する意味を考えたことはあるでしょうか。まず最初に知っておきましょう。

◇特徴

消費税は買い物などの支出に対して支払う税金で、広く公平に課税される間接税です。現在の税率は8%であり、2019年10月1日より10%へ増税されることが決定しています。

間接税とは、納税義務者（税金を納める義務がある人）と担税者（税金を負担する人）が違う税金をいい、消費税の他には、たばこ税や酒税などがあります。これに対して直接税とは、法人税や所得税のように納税義務者と担税者が同じ税金をいいます。

◇目的

消費税が導入されたのは1989年（平成元年）で、導入の大きな目的は、今後さらに進んでいくであろう高齢化社会で増え続ける社会保障費をまかなうためです。

どんどん必要になる社会保障費のために、当初3%でスタートした消費税率は、もうすぐ10%になろうとしています。

消費税は今や法人税を超え、所得税に並ぶ国の大きな税収となっています。

2. 消費税の納税義務者と担税者

上述したとおり、消費税は間接税であり納税義務者と担税者が違います。納税義務者は事業者で、担税者は消費者です。

消費税は事業者を間に挟んで国に納められるシステムとなっています。

◇消費者（負担する人）

私たち消費者は、物やサービスなどの買い物をしたときには消費税を払っています。直接、国や地方に支払っているわけではありませんが、消費税を負担しているのは消費者です。

◇事業者（納付する人）

事業者（個人事業者や法人）は物やサービスなどを販売したときには、販売金額に消費税を上乗せした金額を消費者から貰い（預かり）ます。

この消費税部分は、その事業者の売上ではなく消費者からの預り金であり、課税期間の末日の翌日から2か月以内（個人事業者は翌年3月31日まで）に、税務署へ消費税の確定申告書を提出し、その期間分の消費税を納付しなければなりません。課税期間とは、法人の場合には事業年度、個人事業者の場合には1月1日から12月31日までをいいます。

納付する消費税は、簡単には、「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引くことで計算されます。支払った消費税とは、仕入や経費などにかかった消費税のことです。

◇消費税の納税の仕組み

物やサービスなどが消費者に購入されるまでには、多くの事業者が関わっています。

全ての事業者がこの計算方法により計算した消費税を納めることで、納める消費税の合計は消費者が支払った消費税の額と一致する仕組みになっています。

◇免税事業者と課税事業者

消費税の納税義務者は事業者であり、消費者から預かった消費税を国に納めなくてはなりません、すべての事業者にその納税義務があるわけではありません。

消費税の納税義務者には、課税事業者と免税事業者という2つの区分があります。課税事業者に該当する場合には納税義務があり、免税事業者に該当する場合には、納税義務が免除されます。

◇納税義務の判定方法

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合には納税義務が免除されます。免税事業者になるということです。基準期間とは、個人事業者はその年の前々年、法人はその事業年度の前々事業年度のことをいいます。

◇益税問題

免税制度は、小規模事業者の納税事務負担への配慮等から設けられています。少人数で経営している小規模事業者にとって、手間のかかる消費税の計算をしなくてよいというのは非常に助かる制度です。

しかし、免税事業者であっても、課税事業者と同じように消費者から消費税を受け取っており、これを納税しないということは、消費者が負担した消費税がその免税事業者の懐に入っていることとなります。

3. 消費税がかからないもの

消費税は物やサービスの販売すべてにかかるわけではありません。取引の性格に応じて、「課税」、「免税」、「非課税」、「不課税」の4つに区分されます。

◇課税

事業として対価を得て行われる国内取引をいいます。

例えば、文房具の購入、タクシーの運賃、外食代など、日常における多くの取引がこれに該当します。レシートを見て消費税を支払っているのであれば、その取引は課税取引です。前述してきた「課税売上高」とは、この課税取引による売り上げのことをいいます。

◇免税

課税取引ではありますが、納税しなくてよい取引です。要するに、課税はされるけれども税率が0%ということです。例えば、日本からアメリカへの商品の輸出版売、日本からアメリカへの運賃の受け取りなどです。

また、売上に消費税はかかりませんが、その売上のために行った、仕入にかかる消費税は差し引くことができます。

◇非課税

事業として対価を得て行われる国内取引であっても、課税対象になじまないものや社会政策的配慮から、消費税を課さない取引をいいます。

例えば、土地の売買や貸付、賃貸物件の家賃などが該当します。ただし、免税取引とは違い、仕入にかかった消費税は差し引くことができません。

◇不課税（対象外）

事業として対価を得て行われる国内取引に該当せず、そもそも課税の対象にならない取引をいいます。例えば、給与、保険金などが該当します。

4. 消費税がかからないものの具体例

消費税がかからない取引のうち、私たちが生活していくうえで関わることが多い代表的なものを挙げて解説します。

◇土地の売買や貸付（非課税）

土地の売買や貸し付けは非課税取引に該当し、消費税はかかりません。同じ不動産でも建物は課税されるのに、なぜ土地は非課税なのか。それは、土地は消費されるものではなく資本の移転と考えられるため、消費という行為に対して課税される消費税は課されるべきではないからです。

土地の貸し付けと混同してしまいがちなのが、駐車場の賃料です。土地を駐車場にして貸している場合には課税取引になりますので注意しましょう。

◇家賃（非課税）

居住用のマンションやアパートなどの賃貸物件にかかる家賃は非課税取引に該当し、消費税はかかりません。これは、住居という生活の基盤への社会政策的配慮から非課税とされています。

ただし、事務所や店舗など事業用の家賃は課税取引である点に注意しましょう。居住用の家賃が特別扱いになっているだけでなのです。

◇医療費（非課税）

病院などに支払う医療費のうち、健康保険の適用があるものは非課税取引に該当し、消費税はかかりません。医療費に消費税を課することは国民の理解を得にくいものであり、社会政策的配慮ということで非課税とされています。

美容整形などの自由診療、予防接種、健康診断などは消費税がかかります。

◇給与（不課税）

給与や賃金は労働の対価として支払われるものであり、「事業として対価を得て行われる国内取引」の事業に該当しないため、不課税取引となります。

従業員ではなく一人親方などの外注業者に支払っている外注費については、労働の対価ではなく、事業として支払っているものですので課税取引です。

給与なのか外注費なのかは、税務調査でよく目を付けられる点です。注意しましょう。

◇保険金（不課税）

生命保険金や共済金は、人の死亡や怪我、入院などに対して支払われるものであり、物やサービスを販売した対価ではないため不課税取引となります。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

9 圧縮記帳

(1) 圧縮記帳とは

圧縮記帳とは、土地などの固定資産を購入・売却した場合、その購入/売却金額から補助金の額を控除して購入価額とすることです。

土地売却に適用する場合は、利益に譲渡所得税の課税分を計上することで税金の発生を実質なくしてしまうというケースがメインとなります。

これを利用することで、一時的な所得の増加によっておこなわれる課税を繰り延べることができます。

会社が、固定資産を売って売却益がでた場合、当然それに対して税金がかかります。

例えば、工場移転のために簿価1億円の土地・建物を50億円で売って、新たに50億円の土地・建物を買った場合には、次のような仕訳をすることになります。

	(借 方)			(貸 方)	
			(旧)		
	現 金	50億円	／	土 地 建 物	1 億円
				固定資産売却益	49億円
(新)	土 地 建 物	50億円	／	現 金	50億円

会社帳簿の上では、確かに売却益が生ずることになります。

しかし、その実態は、単に、

旧土地建物が

新土地建物に

代わっただけで、実質的な利益は、何ら生じていないともいえます。

もし、この売却益に税金がかかるとすれば、前と同じ規模の土地建物を買うことができないことになってしまいます。

そこで、税法では、新たに買った資産の帳簿価額を、その帳簿のうえで生ずる利益分だけマイナスして、それを損金算入しようというのです。

このように帳簿価額をマイナスすることを
圧縮記帳
 といいます。

前の例でいくと、

(借 方)		(貸 方)
現 金	50億円	(旧) 土 地 建 物 1億円
(新) 土 地 建 物	50億円	固定資産売却益 49億円
固定資産圧縮損	49億円	(新) 現 金 50億円
		土 地 建 物 49億円

と、仕訳することになります。

そうすると、売却益と圧縮損が相殺されて、結果として税金がかからないこととなります。

ところで、圧縮記帳というのは、単純に税金がかからないということではありません。

確かに、一時的には税金はかかりません。

しかし、新たに買った建物については、圧縮記帳した後の帳簿価額をベースに、減価償却することになります。

例えば、

- ・ 建物の取得価額 10,000万円
- ・ 建物の圧縮損 9,500万円
- ・ 償却率 0.035
- ・ 定率法

とすれば、

圧縮する前の減価償却費

$$10,000\text{万円} \times 0.035 = 3,500,000\text{円}$$

となります。

圧縮した後の減価償却費

$$(10,000\text{万円} - 9,500\text{万円}) \times 0.035 = 175,000\text{円}$$

となります。

圧縮記帳は、会社の税負担を一時的に軽減するものでしかないことに注意が必要です。

圧縮記帳した場合には、固定資産の取得価額を同時に減額します。

このため、毎年計上される減価償却費は、圧縮記帳しない場合に比べて小さな金額となります。

圧縮記帳した事業年度から、機械装置の減価償却が終了する事業年度までの所得金額の累計額を比較すると（残存価額がゼロであると仮定して）、両者は同額となります。

つまり、圧縮損を計上することで一時的に損金算入額が膨らみますが、以後毎年計上する減価償却費の額が減少するため、長い目で見ると、圧縮損は帳消しになってしまいます。このため、圧縮記帳は、課税の繰り延べ効果を有するに過ぎないといえます。

土地のように、減価償却を行わない資産については、減価償却を通じて圧縮損が帳消しになってしまうことはありません。ただし、将来の売却時点において計上する売却益が、圧縮損を計上した金額だけ膨らみます。結局、この場合も圧縮記帳は課税の繰り延べの効果を有するだけです。

では、どんな場合に圧縮記帳ができるのでしょうか。

その主なものは、次の場合です。

- ① 国庫補助金などをもらって、固定資産を買った場合
 - ② 固定資産が火事などにあって、もらったその保険金で代替りの資産を買った場合
 - ③ 固定資産どうしを**交換**した場合
 - ④ 固定資産が取用されて、もらったその補償金で代替りの資産を買った場合
 - ⑤ 固定資産を売って、一定の要件にあった資産を取得した場合
- いわゆる、**特定資産の買換え**

中小企業経営者のための

経営・法律相談

債権回収

事例

依然として経営を取り巻く環境には、大変厳しいものがあります。こういう状況にいつまで耐えることができるのか、経営者として不安に思うことがしばしばあります。

先日、当社の有力な取引先であるS社が倒産の危機に追い込まれているという話を耳にし、売掛金があるため大変驚いています。

取引先が倒産の危機に追い込まれたときの債権回収には、具体的にどのような方法があるのでしょうか。

◇アドバイス◇

取引先が何回催促しても支払に応じないときは、支払を求める内容証明郵便を送ります。

「債権譲渡」という方法もあります。これは、取引先が持っている債権を、その取引先から譲り受けるというものです。

取引先が経営危機に陥ったという情報をつかんだときは、迅速に行動を起こす必要があります。時間が経てば経つほど、一般に経営状態が悪くなるからです。

◆◇解

説◇◆

取引先が倒産の危機に追い込まれているという情報をつかんだときは、新規の取引をストップし、取引先に対し、口頭又は文書で「未払金を早く払ってもらいたい」と支払請求します。

取引先は、資金繰りに苦しい状況にあります。したがって、支払請求にすぐに応じるとは考えられません。このため、繰り返し訪問するなり、電話を掛けるなどして、支払を催促します。

取引先が何回催促しても支払に応じないときは、支払を求める内容証明郵便を送ります。

内容証明郵便は、通常の郵便と異なり、相手に「いよいよ本格的に代金回収に動き始めたな」という心理的なプレッシャーを与えます。

弁護士に依頼して内容証明郵便を出してもらったり、あるいは、「すぐに支払わないときは法的手段を講じる」という文面を入れれば、より一層効果が大きいでしょう。

内容証明郵便を「配達証明付き」の郵便で送れば、郵便局が①郵便を相手に送り届けた事実、②郵便の内容を証明してくれることにもなります。このため、支払いを求めて裁判を起したときには、とても有力な証拠となります。

取引先に納品済みの商品があるときは、「代金の支払いが行われていない」ことを理由として、その商品を引き上げます。ただし、商品の引き揚げについては、相手の承諾を得る必要があります。相手の承諾がないのに、強引に引き揚げを行うと、刑事事件になる恐れがあるため、注意しなければなりません。

「債権譲渡」という方法もあります。

これは、取引先が持っている債権を、その取引先から譲り受けるというものです。例えば、債権者甲氏が取引先A社に500万円の債権を持っているとします。また、取引先A社はB社に対し、300万円の債権を持っているとします。この場合、甲氏が、A社からB社への債権300万円を譲り受け、B社に対してもっている500万円の債権の一部に当てるというものです。

債権譲渡に似た方法として、「代理受領」という方法もあります。これは、債権者が持っている債権を、その債務者に代わって受け取るというのですが、債務者の承諾を得ることが必要です。

取引先に対して、債権と同時に債務を持っているときは、債権と債務を相殺します。

例えば、取引先に対して1,000万円の売掛債権がある一方で、800万円の売掛債務があるときは、双方を相殺し、売掛債権を200万円とします。

以上、債権回収の方法についてご説明してきましたが、取引先が経営危機に陥ったという情報をつかんだときは、迅速に行動を起こすことが必要です。時間が経てば経つほど、一般に経営状態が悪くなるからです。場合によっては、倒産という最悪の状態を迎えます。

取引先が倒産し、売掛金の回収不可能になってから、「あのとき、売掛金を回収するためにもっと早く行動しておけばよかった」と後悔しても後の祭りです。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎車両費の仕訳

1. 車両費とは

(1) 車両費の定義・意味など

車両費とは、自動車にかかる費用をまとめて処理する費用勘定をいう。

(2) 法人・個人の別

車両費は法人・個人で使用される勘定科目である。

(3) 車両費の目的・役割・意義・機能・作用など

自動車に関する費用をすべて車両費勘定で処理すると、1台あたりの自動車にかかる年間のコストを計算できる。具体的には、ガソリン代、オイル料金、修繕費、車検費用、自動車保険料、自動車税など自動車にかかる費用をまとめて管理でき、全体的な把握ができる。

これは、新たに自動車を購入する際にも役立つ。

また、特に個人事業主で自動車を自家用と事業用両方で使用している場合には、自動車に関する費用を家事按分もできるようになる。

(4) 車両費の範囲・具体例

◇車両費の具体例

○維持管理関係

- ・ガソリン代・軽油代（ただし、軽油引取税を除く）
- ・洗車
- ・修繕
 - ・定期点検
 - ・パンク修理・タイヤ交換
 - ・オイル交換、部品交換
 - ・車両修理
- ・自動車保険料（自賠責保険・任意保険）
- ・車検
 - ・自動車にかかる税金
 - ・自動車取得税
 - ・自動車重量税
 - ・自動車税又は軽自動車税

○交通費関係

- ・ガソリン代
- ・高速道路代・有料道路代

(5) 他の勘定科目との関係

車両費勘定科目は使用せず、例えば、修理代は修繕費、自動車にかかる税金（自動車取得税・自動車重量税・自動車税又は軽自動車税）や収入印紙代は租税公課、自動車保険（自賠責保険・任意保険）は保険料というように個別的に処理することもできる。

ガソリン代については、旅費交通費、消耗品費など、いずれの勘定科目を用いて処理してもいい。

なお、ガソリン代については金額的に重要な費用であれば、燃料費といった科目を独立させて管理してもよい。ただし、こうした処理をした場合、一度用いた勘定科目については以後同一の勘定科目で処理する必要がある。

また、自動車の維持管理等に関する費用が多く項目に分かれしまい、全体の把握が困難となることにも注意。

2. 車両費の決算等における位置づけ等

◇車両費の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部
> 販売費及び一般管理費 > 車両費

3. 車両費の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 使用する勘定科目・記帳の仕方等

自動車に関する費用を支払ったときは、車両費勘定の借方に記帳して費用計上する。

(2) 車両費の管理

◇補助科目の作成等

車両費に、ガソリン代、修繕費、車検費用、自動車保険料、自動車税などといった補助科目を作成して管理すると、便利である。

(3) その他

◇個人事業主の場合

個人事業主で自動車を事業用として使用している場合、ガソリン代などを支払ったときは、家事按分により、事業で使用する部分を車両費勘定などを使用して経費に計上し、個人で使用する部分は事業主貸勘定で処理をする。

(4) 車輛燃料費の仕訳例

1 車輛燃料料金の請求を受けたとき

例題 当社指定のガソリンスタンドK店から、当社のトラック、乗用車等の使用ガソリン料金等の今月分（25日ㄨ）の請求額25万円の請求書を受け取り、月末まで未払いである。なお、上記請求明細によると、ガソリン代のほかにトラックの部品取替修理代8万円が含まれている。

車両燃料費	170,000	未払金	250,000
修繕費	80,000		

★ポイント★ 軽油に係る軽油取引税は、消費税の課税上、不課税取引なので、軽油取引税部分は、他と区分しておくとい。

2 長期倉敷料を支払ったとき

例題 トラック運送業を主たる業務とする当社は、車両燃料地下貯蔵タンクを保有し、消費量を費用化している。8月中には8月5日のガソリン購入高10KL125万円を小切手払いした。8月中のガソリン消費量は、メーターによって7KLである。当社は、月別後入先出法を採用している。

8/5 貯蔵品	1,250,000	当座預金	1,250,000
8/31 車両燃料費	875,000	貯蔵品	875,000

★ポイント★ 8月5日のガソリンの購入高を全額損金にすることはできない、重要性が高いため、消耗品等のように取得時に損金にすることは無理と考えられる。期末にはたな卸を必要とする。

4. 消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

(1) 原則

消費税法上、原則として車両費は課税取引に該当し、仕入税額控除の対象となる。

(2) 例外

◇保険料

保険料は非課税取引になる。

◇自動車にかかる税金

自動車取得税・自動車重量税・自動車税または軽自動車税は消費税の課税対象外である。

◇運輸支局の検査・登録手数料

例えば、車検（継続検査）の手数料（収入印紙代）も消費税の課税対象外である。